

入間市地域こどもの生活支援強化事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、困窮したこどもの生活を支援する事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、こどもがいつでも大人に助けを求め、支援を受けることができる地域社会をつくることを目的とする。

2 前項の規定による補助金の交付に関しては、入間市補助金等の交付手続等に関する規則（平成7年規則第10号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 食料及び子ども用品の提供等の困窮したこどもの生活を支援する事業
- (2) 困窮したこどもに相談先等の情報を提供すること。
- (3) 事業により支援したこどもを必要に応じて各支援機関に繋ぐこと。
- (4) こどもが支援を受けた内容の把握や関係者等のアンケート等により、事業の成果を測り報告すること。
- (5) 支援を受けるこどもから費用を徴収しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利行為
- (2) 公序良俗に反する活動

3 食事の提供については、食材の確保において、地域の農家、食品会社、フードバンク等の協力を得るよう努めるとともに、食中毒予防、食物アレルギー等に配慮すること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を実施するものであって、前条第1項第1号の事業（これに類するものを含む。）の実施の経験があり、効果的な支援を実施することができるものと認められるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団（入間市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団と関係する者は、補助金の

交付を受けることができない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、食糧費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、輸送に係る費用その他市長が必要と認める経費とする。

2 補助金の額は、補助対象者が実施する当該年度の補助対象事業につき、前項の補助対象経費(他の市区町村等による補助の対象となる経費があるときは当該経費を除く。)に係る実支出額とこの事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して低い方の額を限度とし、市長が予算の範囲内で定める。

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する日までに、入間市地域こどもの生活支援強化事業補助金交付申請書(様式第1号)に事業計画書及び収支予算書を添えて、市長に提出しなければならない。

(決定及び却下)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査し、その可否を決定し、入間市地域こどもの生活支援強化事業補助金交付決定・却下通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第7条 前条の規定による交付決定通知を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、入間市地域こどもの生活支援強化事業補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市は、前項の規定による交付請求を受けたときは、請求を受けた日から30日以内に、補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から30日を経過する日までに、入間市地域こどもの生活支援強化事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 入間市地域こどもの生活支援強化事業報告書(様式第5号)

(2) 収支決算書

(3) 補助対象経費の支払を確認することができる領収書等

(4) 事業成果（支援の成果やアンケート結果等により事業の成果を測る書類）

（交付額の確定等）

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、審査し、補助金の額を決定し、入間市地域こどもの生活支援強化事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。この場合において、補助事業者は、通知された確定額を超える額の補助金の交付を受けているときは、その超えた額を返還しなければならない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。